

「えるぼし」認定とは

- ◆ 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることや優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。



YSKeicomに
フラチナくるみん
「えるぼし」も社認定
厚生労働省が従業員の子育
て支援に取り組む企業として
認定する「フラチナくるみん
プラス」に、情報通信業のYS



フラチナくるみんプラスとえ
るぼしの認定書交付式
山梨労働局
Keicom(甲府)、女性の
活躍推進に積極的な企業を認
定する「えるぼし」に生産用
機械器具製造の葦崎電子(葦
崎)、医療法人社団「篠原会」
(甲府)がそれぞれ選ばれた。
山梨労働局によると、YS
Keicomは子育て支援の
取り組みに注力し、男性の育
児休業取得率30%以上などの

認定基準をクリアした。認定
企業は県内2社目。
葦崎電子、篠原会は正社員、
管理職に占める女性の割合が
各業界の平均値を上回るなど
認定基準5項目全てを達成。
最高ランクである3段階目の
えるぼし認定を受けた。3段
階目のえるぼし認定は県内4
社となった。
1月31日に山梨労働局で認
定書交付式が行われ、高西盛
登局長が各社の代表者に認定
書を手渡した。



- ◆ 「えるぼし」の認定の段階は、「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目の認定基準(裏面参照)のうち満たした数に応じて3段階あります。

<p>えるぼし(3段階目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準の全ての基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし(2段階目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし(1段階目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

基準適合一般事業主認定通知書

令和6年11月20日

医療法人社団 篠原会
理事長 篠原 豊明 殿

令和6年10月21日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○	○	○	○	○

山梨労働局長

